

令和 6 年度 第 1 回 日向市子ども・子育て会議

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 議事
 - (1) 経過報告
 - (2) 令和5年度 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の実績報告、
その他の事業の取組み状況報告
 - (3) 令和6年度 子ども・子育て支援新制度における主な給付・事業の状況
報告
- 6 その他
- 7 閉 会

5 議 事

(1) 経過報告

- 平成 24 年 8 月 子ども・子育て支援法成立
- 平成 25 年 7 月 日向市子ども・子育て会議条例制定
- 平成 25 年 11 月 平成 25 年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 25 年 12 月 ニーズ調査実施
- 平成 27 年 3 月 「日向市子ども・子育て支援事業計画」策定
- 平成 27 年 4 月 子ども・子育て支援新制度開始
- 平成 27 年 11 月 平成 27 年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 28 年 5 月 平成 28 年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 29 年 7 月 平成 29 年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 29 年 11 月 平成 29 年度第 2 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 30 年 7 月 平成 30 年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 30 年 8 月 第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画における
「量の見込み」算出等考え方が示される
- 平成 30 年 11 月 平成 30 年度第 2 回日向市子ども・子育て会議開催
- 平成 30 年 12 月 ニーズ調査実施
- 平成 31 年 3 月 平成 30 年度第 3 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和元年 7 月 令和元年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和元年 10 月 令和元年度第 2 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 2 年 1 月 令和元年度第 3 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 2 年 2 月 令和元年度第 4 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 2 年 3 月 「第 2 期日向市子ども・子育て支援事業計画」策定
- 令和 3 年 3 月 令和 2 年第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 4 年 10 月 令和 4 年第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 5 年 4 月 こども家庭庁発足
- 令和 5 年 10 月 令和 5 年度第 1 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 5 年 11 月 令和 5 年度第 2 回日向市子ども・子育て会議開催
- 令和 5 年 12 月 「こども 未来戦略」閣議決定
「こども大綱」閣議決定
「こどもの居場所づくりに関する指針」閣議決定
「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」閣議決定
- 令和 6 年 3 月 「こども・若者の意見の政策反映に 向けたガイドライン」発出

○令和 6年 5月 「こどもまんなか実行計画」 こども政策推進会議にて決定
「自治体こども計画策定のためのガイドライン」 発出
日向市ニーズ調査実施

【子ども・子育て新支援制度について】

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法※に基づく制度のことを指し、平成 27 年 4 月に本格施行されました。

※子ども・子育て関連 3 法とは、「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「児童福祉法の一部改正等の関係法律の整備法」

これにより、市町村には「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。

《主なポイント》

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育園等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ② 認定こども園制度の改善
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 - ・利用者支援事業 ・放課後児童クラブ ・一時預かり事業 ・病児保育
 - ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）
 - ・地域子育て支援拠点事業 ・子育て短期支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業 ※ 詳細は別紙参照
- ④ 市町村が実施主体

市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ⑤ 社会全体による費用負担

財源は消費税率引き上げ分

⑥ 政府の推進体制

内閣府に子ども・子育て本部を設置

⑦ 子ども・子育て会議の設置

市町村等の合議制機関（市町村子ども・子育て会議）設置の努力義務

【子ども・子育て支援事業計画について】

「市町村子ども・子育て支援事業計画」とは、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく市町村計画で、**5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画**です。

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、子ども・子育て家庭の状況及び需要を調査し、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載します。

日向市子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法（令和 7 年 3 月までの時限立法）に基づく「次世代育成支援対策行動計画」の内容を包含しています。

少子化の流れを変え、子育てしやすい環境を実現するために、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。

この法律では、全ての自治体および従業員数が一定の規模を超える企業に対して、次世代育成の行動計画を策定することを義務付けるとともに、平成 17 年度から 10 年間は取り組みを推進することが規定されました。

平成 26 年 8 月の改正法により、法の有効期限が 10 年間延長されたことや「子ども・子育て支援法」の趣旨を踏まえ、仕事と育児・家庭生活の両立を図り、働きやすい職場環境づくりに取り組みを進めています。

令和 7 年 3 月末に「第 2 期日向市子ども・子育て支援事業計画」が終期を迎えることから、令和 6 年度に第 3 期計画を策定するものです。

【こども計画について】

令和5年4月「こども基本法」が施行され、各省庁に分かれていた、こども施策に関する総合調整権限が一本化されました。こども基本法における「こども」とは、「心身の発達過程にある者」をいい、一定の年齢による上限は設けられていません。

こども基本法が施行され、こども施策の策定・実施・評価をするにあたり、こどもや子育て当事者の意見を聴取し反映させるために必要な措置を講ずることが、市町村に義務づけられました。（第11条）

また、「こども大綱」と県のこども計画を勘案し、市町村こども計画を定めることが、市町村の努力義務となりました。（第10条）

市町村こども計画は、「子ども・若者計画」「子どもの貧困に関する計画」その他各法令等に基づく計画を一体のものとして作成できるとされています。

また、国のこども大綱を勘案して作成するため、「少子化対策基本法に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の内容」を盛り込むことが求められています。

現在日向市には、こども関連の計画は、「第2期日向市こども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法）の他、「第2期日向市子どもの未来応援推進計画」（子どもの貧困対策の推進に関する法律）があり、いずれも令和7年3月に終期を迎えることから、今後「こども計画」を策定することを見据え、令和6年度にこの二つの計画を一体的に策定することとしました。

(2) 令和5年度 子ども・子育て支援新制度における給付・事業の実績報告、

その他の事業の取組み状況報告

・・・資料1

1. 幼児教育・保育の無償化の実施

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施された。

これにより、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する「3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子ども」のほか、「住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスまでの子ども」については、保育料が無償化となった。

また、認可外保育施設等の保育料についても、限度額の範囲内で無償化となった。

2. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童相談および児童虐待防止対策については、要保護児童対策地域協議会（平成19年設置／要保護児童等の早期発見・支援を行うために、関係機関により情報を共有して支援方針を決定し、支援を連携する）を中心に、学期ごとの校区部会を中核に、個別ケース会議（143回開催）を実施しながら、子ども家庭支援に取り組んでいる。

令和5年度の児童相談新規受理件数は200件（前年度比3件減）で、うち虐待相談は96件（前年度比28%増）となっており、虐待相談の増加の要因は、県児童相談所から市町村へのケース送致（「泣き声通告」「面前DV事案」）が2年目に至ったことと、多子世帯のきょうだい児における身体的虐待・心理的虐待を受理したことによるものである。

令和5年3月に「子ども家庭総合支援拠点 ひなたの森」を開所し、支援対象の保護者・児童や妊産婦に対して、生活習慣形成やメディアとのつきあい方、出産準備に関する視覚教材を、職員と一緒に視聴しつつ、家庭での取り組みのイメージの共有に取り組んだ。引き続き、本拠点を活用しつつ、関係機関や支援団体と連携した支援を推進しながら、令和7年度における「こども家庭センター」への移行について検討を行う。

3. 病児保育事業の開始

平成30年10月からお倉が浜 kids クリニックにおいて病児保育を実施。

利用実績（延べ利用児童数）は、令和2年度はコロナ禍により567名と減少したが、令和3年度は911名、令和4年度1,312名、令和5年度1,320名

と推移している。

4. 子ども医療費助成制度

子育てにかかる保護者の経済的負担を軽減し、安心して医療サービスの提供を受けることができ、子どもたちが健やかに成長できるよう、平成28年1月1日診療分より、小学校卒業までから中学校卒業までに対象年齢を拡大した。

制度利用への理解が進み、医療費は落ちついてきている。

今後も制度の継続的運用のため、適正な医療機関の受診（時間内診療、過度な受診の抑制、ジェネリック医薬品の推奨）等の啓発に努めます。

【比較】	平成27年度分	175,057千円	
	平成28年度分	204,386千円	増加率16.7%
	平成29年度分	195,145千円	増加率-4.5%
	平成30年度分	190,327千円	増加率-2.5%
	令和元年度分	200,638千円	増加率5.4%
	令和2年度分	188,871千円	増加率-5.9%
	令和3年度分	189,214千円	増加率0.2%
	令和4年度分	185,239千円	増加率-2.1%
	令和5年度分	213,219千円	増加率15.1%

5. 保育所整備事業

入園児等の安全確保と保育の継続確保を行うため、国の交付金を活用し、老朽化による施設整備に要する費用の一部を助成した。

- ・平成27年度 長江保育園（平成28年9月末完成）
- ・平成28年度 塩見保育園（平成29年7月末完成）
- ・平成29年度 日向カトリック幼稚園（平成30年3月末完成）
- ・平成30年度 中原乳児保育園（平成31年9月完成）
- ・令和元年度 美々津保育園（令和3年2月末完成）
- ・令和3年度 認定こども園日向保育園（～令和4年度・2か年事業）
- ・令和4年度 認定こども園日向保育園（令和5年3月完成）
- ・令和5年度 日向カトリック幼稚園（令和5年8月完成）

(3) 令和6年度 子ども・子育て支援新制度における主な給付・事業の状況報告

1. ヘルシースタート

ヘルシースタート事業とは：妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うために、ライフステージごとに、母子が受けられる医療や保健福祉サービス等を体系的に整理し、医療・保健・福祉・教育の連携を図るもの。

平成29年度に設置した子育て世代包括支援センターを事業の核として、妊娠期から産後にわたるまで事業に取り組み、母子保健の分野を中心に子育て支援を行っている。

平成29年度に、産前・産後サポート事業、家族・親子支援プログラム事業を開始。平成30年度には、新たに産婦健診事業、産後ケア事業に取り組み、児童虐待、子どもの貧困、障がい児の支援など、教育・医療等、さまざまな諸問題の施策に包括的に取り組んだ。

また、令和元年度より保育園等訪問事業として、市内のすべての保育園等を年に2回ずつ訪問し、行動観察等をとおして、発達が気になる子どもの早期発見につなげている。また同年に任意予防接種（おたふくかぜ）の助成事業も開始した。

令和2年度から3年度にかけては、コロナ禍により感染拡大防止対策を講じながらの事業実施となり、一時的に乳幼児健診や各種教室を中止・延期したり、子育て支援センターやつどいの広場の休館等の対応を行ったりした。令和2年7月から新生児聴覚検査の助成、令和3年11月から任意予防接種である三種混合ワクチン接種の助成を開始し、多胎妊産婦や養育不安をもつ家庭への家事・育児援助の取り組みとして、12月から「多胎妊産婦サポーター事業」「養育支援ヘルパー派遣訪問事業」を開始した。

令和4年度からは、「日向・地域子育て支援センター」の移転改築への助成ならびに里帰り出産者に対する産婦健診の助成を行っている。

令和5年度からは、「出産子育て応援事業」に取り組み、伴走型相談支援と経済的支援を実施し、同年に不妊検査費助成事業についても開始している。

令和6年度からは、既存の産後ケア事業に加え、産婦人科に宿泊し、専門職員によるサポートを提供する宿泊型を開始している。

2. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

・・・資料4・5

1) 公設民営分

空き教室を利用して日向市社会福祉協議会に運営を委託。受入時間の拡大及びきめ細かな児童への対応を考慮し、学校区ごとに支援員を1名ずつ加配。

実施クラブ 7校区、11クラブ 定数：400人

実施箇所 富高小学校A・B、財光寺小学校A・B、財光寺南小学校A・B、
日知屋小学校、日知屋東小学校、大王谷小学校（小・児童館）
寺迫幼稚園

実施時間 学校の休業日以外 放課後～17時（保護者のお迎えがあれば18時）
土曜及び長期休業日 8時～17時（保護者のお迎えがあれば18時）

2) 民設民営分

実施クラブ 2クラブ 定員：80人

実施箇所 FAスクール、わんぱくキッズ

実施時間 学校の休業日以外 放課後～17時（保護者のお迎えがあれば18時）
土曜及び長期休業日 8時～17時（保護者のお迎えがあれば18時）

3. 教育・保育施設の利用定員の変更について

1) 令和2年4月1日変更（1号▲20名）

認定こども園2施設が、利用定員を減少

合計	1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳
2,380	615	876	889	238	651

2) 令和3年4月1日変更（1号▲15名、2号▲5名、3号▲15名）

認可保育所及び認定こども園各1施設が、利用定員を減少

合計	1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳
2,345	600	871	874	235	639

3) 令和4年4月1日変更（1号▲10名）

私立幼稚園1施設が、利用定員を減少

合計	1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳
2,335	590	871	874	235	639

4) 令和5年4月1日変更（1号▲30名）

公立幼稚園1施設が、休園

合計	1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳
2,305	560	871	874	235	639

5) 令和6年4月1日変更（1号▲85名、2号▲1名、3号▲19名）

認可保育所及び認定こども園各4施設、幼稚園1施設が、利用定員を減少

合計	1号	2号	3号		
				0歳	1、2歳
2,200	475	870	855	220	635

4. 改正児童福祉法施行に伴う取り組みについて

令和6年4月の改正児童福祉法（以下、改正法とする。）の施行に伴い、市町村に設置が努力義務化された「こども家庭センター」について、令和7年度の設置に向けて、母子保健と児童福祉が一体となった相談支援体制の拡充とセンター機能について検討する。

また改正法により義務化されたサポートプラン（支援対象世帯の保護者と児童が参加して市・関係機関とともに作成する支援計画）の作成・活用を開始し、家庭における親子の取り組みを促しつつ、家庭支援事業（改正法で規定された市町村の任意事業～子育て短期支援事業・親子関係形成支援事業・子育て世帯訪問支援事業など）をはじめ、養育環境や妊娠・出産に関する支援を関係機関とともに取り組む。

「こども家庭センター」・・・市町村において、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の機能を維持しつつ一体的に相談支援を行うセンター。両分野にまたがる支援を指導する統括支援員等の職員を配置。支援対象者に本人同意によるサポートプランを手交して、関係機関が連携した支援を行う。

《 子ども・子育て支援 》

○ 利用者支援事業

妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援(ヘルシースタート)を行うため、母子保健事業に関する専門知識を有する専門職(保健師・看護師等)を母子保健コーディネーター(ヘルシースタート業務員)として1名配置し、妊産婦や子育て家庭に対して、産婦健診、産後ケア事業、産前・産後サポート事業等の実施時の支援や地域の子育て支援事業利用の情報提供や助言を行います。

○ 放課後児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようにしています。

○ 一時預かり

急な用事や短期パートタイムの就労のほか、リフレッシュしたい時など保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かります。幼稚園や認定こども園で在園児を昼過ぎころまでの教育時間終了後や、土曜日に預かります。

○ 病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院や保育所などに付設されたスペースで預かります。

○ ファミリーサポートセンター

仕事と家庭の両立や、ゆとりをもった子育てを支援するために、小学生以下の子どもを子育て中の保護者と、子育ての援助ができる方が会員となって、子どもの送迎やあずかりなどを助け合うファミリーサポートの事務局です。

○ 地域子育て支援拠点

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。乳幼児と保護者が、地域において相互に交流ができ、子育てについての相談助言や情報の提供を受けることができる親子の支援拠点です。

○ 子育て短期支援

保護者が疾病等の理由から、一時的に養育が困難となった場合、また保護者が子育ての負担軽減を必要とする場合に、児童養護施設において、短期間子どもの養育を行います。

○ 乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報や養育環境などの把握を行います。

○ 養育支援訪問

保育士等の資格を有する養育支援訪問員が、養育不安のある家庭を訪問し、養育環境の維持・改善に向けた相談支援を行います。

○ 妊婦健康検査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に関する健康検査として①健康状態の把握 ②検査計測 ③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に応じた医学的検査を実施します。

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、日向市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者(法第 6 条第 1 項に規定する子どもの保護者(同条第 2 項に規定する保護者をいう。)をいう。)

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関する事業に従事する者

(3) 関係団体の推薦を受けた者

(4) 学識経験者

(5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 日向市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年日向市条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成26年3月26日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。